

## 松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付する松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「家屋」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市内に自らが所有し、自己の居住の用に供する家屋(店舗又は事務所等を併用する家屋を含む。以下同じ。)

(2) 市内に自らが所有し、自己の居住の用に供するために新築し、又は購入する家屋

(3) 前2号に掲げる家屋を所有する者(以下「所有者」という。)が、単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において、所有者と生計を一にする家族が居住する家屋

### (補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象機器、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

補助金の名称	松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金
補助金交付の目的	地球温暖化対策における二酸化炭素の排出量削減及び省エネルギー推進のため、住宅用太陽光発電システムの導入を促進する。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容	住宅用太陽光発電システムを設置する事業であり、次に掲げる要件を満たすものを交付の対象とする。 1 市内に、本支店又は営業所等を有する事業者の取り扱いにより設置するものであること。 2 家屋に設置するものであること。

	<p>3 平成24年2月29日までに規則第12条に規定する実績報告ができるものであること。</p>
補助対象機器	<p>次に掲げる要件を満たすものを交付の対象とする。</p> <p>1 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りて連系し、かつ、太陽電池の最大出力（設置する住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。</p> <p>2 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も一般社団法人太陽光発電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により登録されたもの。</p> <p>3 電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約が結ばれていること。</p> <p>4 未使用品であること。</p>
補助対象経費	<p>住宅用太陽光発電システムの設置に関する費用であって、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線・配線器具の購入・据付、設置工事、余剰電力販売用電力量計、その他設置する住宅用太陽光発電システムの円滑な使用に必要な付属機器等に係る費用とする。</p>
交付の率又は金額	<p>設置する住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）に、48,000円を乗じて得た額（千円未</p>

	満の端数は切り捨てる。)。ただし、144,000円を限度とする。
終期	平成24年3月31日
補助事業者の範囲	家屋に住宅用太陽光発電システムを設置する者で、市税の滞納が無い者。

( 手続代行者 )

第4条 補助金交付申請を行う者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書、規則第10条第1項に規定する補助金等変更交付申請書、規則第11条に規定する補助事業等着手・完了届、規則第12条に規定する補助事業等実績報告書及び規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書について、補助対象機器を販売する者等(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

2 手続代行者となり得る者が複数いるときは、そのうちの一人を手続代行者とするものとする。

3 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

4 市は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

( 取得財産の管理 )

第5条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間において、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

( 処分の制限等 )

第6条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業により取得し

た財産等について、市長の承認を受けた場合を除き、法定耐用年数の期間内において、補助金交付の目的に反して処分してはならない。

( 雑則 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この告示は、平成 2 2 年 5 月 1 0 日から施行する。

( 経過措置 )

2 改正前の松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、この告示の施行日以後においても、なお改正前の同要綱第 4 条の規定に基づき稼動状況報告書を提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。